

適切な意思決定支援について

1 基本指針

三島森田病院では、人生の最終段階を迎える患者様が、その人らしい最期を迎えられるよう、厚生労働省の『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』等の内容を踏まえ当院指針を策定し多職種 of 医療従事者から構成される医療・ケアチームと患者さまやその家族等に対し適切な説明と話し合いのもと、患者さま本人の意思を尊重した医療・ケアの提供に努めます。

2 『人生最終段階』考え方

- ・ 癌末期のように、予後予測ができる状態
- ・ 慢性疾患の急性増悪を繰り返し、予後不良に陥った場合
- ・ 心身機能の高度障害(認知症や老衰等)で死を迎える場合
- ・ 誤嚥性肺炎を繰り返す等、食事が食べられなくなった状態

尚、人生の最終段階の判断は、医療・ケアチームにて判断するものとする。

3 人生の最終段階における医療・ケアの方針決定支援

● 患者さまの意思が確認できる場合

- 1) 患者本人による意思を尊重します。
- 2) 本人の意思は変化しうるものです。さらに、本人が自らの意思を伝えられない可能性があります。本人に家族等、自らの意思を推定する者として前もって定めていただき、本人を主体として一緒に、医療・ケアチームと共に繰り返し話し合いを行います。
- 3) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録に記載します。

● 患者さまの意思が確認できない場合

- 1) 生命危機の状態での救急医療や、緊急に医療を要する場合は本人へのインフォームドコンセント(説明と同意)を行うことが困難なため、代理意思 決定できる家族等にインフォームドコンセントを行います。
- 2) 代理意思決定者が不在、連絡が取れない時は、関係支援者・現場の医療・ケアチームで検討し、患者にとっての最善と考える医療提供方針を決定し、その旨を診療録に記載します。

● 認知症や精神疾患等で自ら意思決定することが困難・不確かな患者の場合

- 1) 意思決定能力は、段階的・漸次的に低下します。又、環境や支援によって変化します。保たれている力を向上できるよう、意思形成支援・意思表明支援を行います。
- 2) 意思決定能力は、説明の内容をどの程度理解しているか(理解する力)、自分のこととして認識しているか(認識する力)、論理的な判断ができるか(論理的思考)、意思を表明できるか(意思表明の力) 4つの力を参考にチームで査定します。
- 3) 意思決定能力が不確かな場合においても、患者本人には知る権利があります。対象にあった方法で、意思決定のための必要な情報・知識をその都度提供します。このプロセスについてその都度、診療録に記載します。

4 精神科における特有の配慮事項

精神症状への配慮

- 1) 不安、抑うつ、せん妄などの症状に対する適切な対応を行います。最終段階においても精神疾患の症状コントロールを継続し、安らかな最期を迎えられるよう支援します。
- 2) 精神疾患の症状が身体症状の認識や表現に影響する可能性を考慮します。身体的苦痛が精神症状を悪化させる可能性を考慮し、適切な疼痛管理を行います。

意思決定能力の評価

- 1) 意思決定能力のレベルに応じた支援を行います。精神症状により意思決定能力が変動することを理解し、症状が安定しているタイミングで意思決定を支援します。
- 2) 患者さまが安心して最終段階に関する意思を表明できる環境を整えます。十分な時間をかけ、患者さまのペースに合わせた対話を心がけます。

5 身寄りがない患者さまの意思決定支援

- 1) 本人の意思決定能力の程度や代理意思決定者の存在の有無等により状況が異なります。介護福祉サービスや行政の関わり等を利用して意思尊重します。
- 2) 「身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人へのガイドライン」を参考にその決定を支援します。
- 3) 成年後見人等の役割・関与は・契約の締結(受診機会の確保・医療費の支払い)・身上保護(適切な医療サービスの確保の為に医療情報の整理)であり、医療同意は含まれません。意思決定支援チームの一員として参画することができます。このプロセスにおいてその都度、カルテに記載します。

6 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

本人・家族等・医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアについての内容についての合意が得られない場合、当院の倫理委員会にて検討・助言を行います。

医療法人社団形外会
三島森田病院